

2022年 1月20日

学生の皆様

金城学院大学
学生部長 時岡 新

春期休暇中の感染防止対策および事件・事故の防止について

間もなく春期休暇に入りますが、オミクロン株が猛威をふるっています。下記「新型コロナウイルス感染防止について」の注意事項を十分に守って感染防止に努めてください。

また、愛知県下に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出された場合には、クラブ・サークル活動の縮小、休止を求めるなど、対応の変更が生じる可能性があります。大学からの連絡、指示に従うようにしてください。

また春期休暇期間中は事件・事故に遭遇する可能性も高まります。下記「交通安全について」等の注意事項に留意しながら充実した春期休暇を過ごしてください。

記

新型コロナウイルス感染防止について

1 各自が「感染しない」「感染させない」を強く自覚してください。



2 次に該当する方は登校できません。該当した方は、遅滞なく速やかに本学保健センター (counsel@kinjo-u.ac.jp) へ連絡してください。

① 新型コロナウイルス感染症（PCR 陽性）と診断された。

② 濃厚接触者に該当すると連絡を受けた。

※ 詳細は、K-PORT → Link → 保健センターで確認してください。

③ 同居の家族等が陽性者または濃厚接触者になった。

④ 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（発熱などの風邪症状）。

※ 地域の感染レベルやウイルスの特性など、様々な要因によって登校禁止の判断基準が変わります。詳細は、K-PORT → Link → 保健センターで確認してください。

上記の症状が治まった、診断結果が陰性だった、等の場合であっても大学の許可がないと登校できませんので、本学保健センターに連絡し許可をとってください。

なお、上記該当項目の情報が証明できない場合は、授業の欠席配慮はできません。

行動履歴および健康状態は記録しておいてください。自分が感染した場合、過去2週間どこで行動し、誰と接触したか、保健所からの聞き取り調査があります。

3 新型コロナウイルスに関する検査について

軽度の風邪症状の場合は、保健センターで抗原検査を受けることができます。（要電話予約 052-798-0180（代））

明らかな発熱などの症状がある場合は検査対象外です。医療機関を受診してください。

なお、自治体によっては、無症状であっても感染不安を覚える方に対して、薬局などで無料の検査を受けることができます（こうした無料の検査はあくまで無症状の方を対象としたものであり、何らかの症状がある場合は、必ず医療機関を受診してください）。

愛知県 PCR 検査等無料化事業 <https://www.aichi-pcrfree.jp/>

岐阜県 無料検査の実施について <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/192870.html>

三重県 無料 PCR 検査ポータルサイト

https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600003_00006.htm

静岡県 無料検査のご案内

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-kensamuryou.html>

4 アルバイトについて

・アルバイト先で感染したケースも多く報告されています。密が一つでも生じるアルバイトは絶対にしないでください。

また、アルバイト先での感染のなかでも特に賄いなどの食事中に感染したケースが多く報告されていますので、気を付けてください。

・学外実習等が予定されている学科の学生においては、学科の指導に従ってください。

5 移動について

- ・国内…不要不急の移動は自粛してください。やむを得ず移動する場合は、目的地の自治体が出す最新情報を確認し、自覚を持って適切な行動をしてください。
- ・海外…渡航は引き続き禁止とします。なお、休学をして留学を考えている方はアドバイザーに相談してください。

最後に

金城学院大学は、キリスト教の精神のもと、人々があらゆる対立を越えて、互いに愛し合い、共に生きる世界をつくることに貢献する人材を育てることを目指している学校です。新型コロナウイルスの感染拡大の中であって、罹患した方々に対する心ない誹謗中傷や、差別があることが報道でも度々取り上げられております。感染経路が明らかになると自分が罹患したのは誰々のせいであると言って特定の人を非難することも起こっています。金城生は、困難や苦しみを抱える人々を思い遣り、人を中傷したり、SNS を使用して人を傷つけたりすることは厳に慎んでください。隣人と共に生きる者となりましょう。

交通安全について

自動車、オートバイ等を運転する場合は、交通ルールを守り、事故等に巻き込まれないよう、安全運転を心がけてください。

飲酒について

飲酒は20歳からです。20歳未満の飲酒は法律違反です。飲まない、飲ませないようにしてください。また、お酒を飲めない人への飲酒の強要も重大な事故につながる大変危険な行為です。「イッキ飲み」はしない、させないようにしてください。

薬物について

麻薬や覚せい剤の使用は法律違反というだけでなく、精神や身体上の問題を引き起こし、学生生活崩壊の原因となります。また、最近ニュースによくある「危険ドラッグ」は法律の隙間を潜りぬけているだけで、危険性は他の違法薬物と変わりません。これらの薬物が販売されているような場所には近づかず、決して興味本位で使用しないよう気をつけてください。

SNS等の利用について

Twitter、Facebook、LINE、instagramなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やYouTubeなどさまざまなインターネットサービスによって、情報発信が容易になりましたが、安易な情報発信によって社会問題に発展した事例も多数報告されています。クラブ、サークル活動や学生同士で盛り上がっている動画等をWeb上にアップしたために、あらぬ誤解や指摘を閲覧者から受けることにもなりかねません。学生の皆さんにはそのようなことにならないよう、適切な利用を心がけてください。

アルバイトについて

上記にも記載しましたが、新型コロナウイルス感染防止対策として三密環境が生じやすい、感染の危険性の高い環境でのアルバイトはしないでください。

また、職場の中には劣悪な労働条件でバイト学生を働かせたり、約束とは違う過密なシフトを入れたり、サービス残業を強いたり法律や契約に違反した労働を強いるところがあります。「ブラックバイト」に関わる問題も増加しているようです。無理をせず、自分の生活リズムにあったアルバイトを選ぶことを第一に、また仮に問題があると察せられる場合には、ためらわずに第三者（親や友人、場合によっては労働基準監督署等）に相談しましょう。